



地震への備えは大丈夫？

木造住宅の耐震化を進めましょう！

申・閩 住宅政策課 TEL0299-95-6595

1981年以前に建てられた住宅は、新耐震基準のもとで建てられた住宅に比べ、耐震性能が大きく異なる場合があります。
お住まいに十分な耐震性能があるか、この機会に診断を受けましょう。

1 まずは無料の耐震診断を 木造住宅耐震診断士派遣事業

県知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士が耐震診断をします。
※建築当時の耐震性能を診断するもので、震災での被害程度を判断するものではありません

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 所有者が居住している
- 着工が1981年5月31日以前(丸太組工法・プレハブ工法は除く)
- 平屋建てまたは2階建てで、延床面積が30㎡以上
- 所有者とその世帯全員に市税の滞納がない
- ※り災証明で、半壊以上と判定された住宅を除く

持ち物

- 申込書
 - 建築確認済証など(建築年が分かるもの)の写し
 - 登記事項証明書など(所有者が分かるもの)の写し
 - 委任状(家族以外の方が持参する場合)
- 申込期限＝8月31日(月)



2 耐震診断の後は耐震改修へ 木造住宅耐震改修促進事業

個人が契約し、耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替工事をする場合に、費用の一部を補助します。必ず耐震補強などを実施する前に申請してください。

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 木造住宅耐震診断士派遣事業の対象要件に加え、耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- 2027年2月26日までに工事などが完了すること

補助額

- 耐震補強設計＝費用の2分の1(上限15万円)
- 耐震補強工事＝費用の2分の1(上限45万円)
- 耐震建替工事＝一律60万円

持ち物＝「耐震診断士派遣事業」の持ち物に加え、次の書類が必要です

- 交付申請書 ●耐震診断結果報告書の写し
- 見積書(工事費用が分かるもの)の写し
- 住宅の位置図・配置図・現況写真

申込期限

- 耐震建替工事＝8月31日(月)
- 耐震補強設計・工事＝10月30日(金)



共通

- 予算の上限に達した際は、終了となる場合があります
- 申込書・交付申請書は問合先や市ホームページで入手可能

耐震化全般についての相談は、県でも応じています。
県建築指導課 TEL029-301-4716



かみす子育て住まい給付金 ～住宅取得を応援します～

申・閩 住宅政策課 TEL0299-95-6595



若年層の移住・定住の促進として、市内に自らが住むための住宅を新築・購入した場合、住宅取得費の一部を助成します。

主な対象要件＝次のいずれかに該当すること

- 高校生相当以下の子を養育している
- 45歳未満で、申請者または配偶者の親と同居している
- ※その他の要件や申請に必要な書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください

申請期限＝2027年3月31日

- ※住宅取得の登記原因日から2年以内に申請してください
- ※予算の上限に達した際は、終了となる場合があります

給付金額(上限100万円)

基本額

(新築・建売・中古住宅)10万円

+

加算額

- 高校生相当以下1人につき：15万円
- 取得した住宅に、市外から世帯全員が直接転入：30万円
- 市が販売する柳川中央の土地を購入：15万円



住まい安心リフォーム補助金 申・閩 住宅政策課 TEL0299-95-6595

市民の快適で安全な居住環境の維持向上を図るため、外壁や屋根などのリフォーム工事費の一部を補助します。

主な対象要件

- 市内に1年以上在住していること
- 建築後10年が経過している住宅
- 1981年6月1日以降に着工されている住宅

受付期間

- 4月20日(月)～7月21日(火)
- ※予算の上限に達した際は、終了となる場合があります

補助対象工事

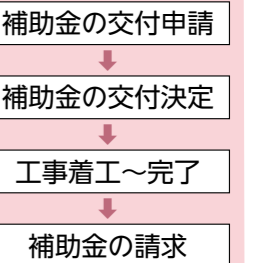
- 外壁工事(張り替え・張り増し・塗装・防水・補修)
- 屋根工事(葺き替え・塗装・防水・補修)

その他関連工事

- 給水配管・排水配管・雨どいの改修、断熱サッシ・断熱扉(玄関扉)への改修
- ※外壁または屋根の工事と併せておこなう場合に補助対象とします
- ※対象となる工事は、市内に事業所を有する個人事業主または市内に本店、支店もしくは営業所を有する法人がおこなうものに限り

補助金額＝補助対象工事費の10%(上限10万円)

補助申請の流れ



※対象要件や申請に必要な書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください

